



企 業 名	株式会社スタジオル	代 表 者	山地 瞭
連絡先住所	神奈川県横浜市泉区緑園1丁目1-13 グリーンヒルズ OGAWA 303	創業年月	平成 29 年 4 月

事業の概要：音楽スタジオに特化した Web 予約プラットフォームの提供

- ・ 当社は日本全国の音楽スタジオの貸部屋をスマートフォンから簡単に予約可能なシステムを提供している企業である。
- ・ 本システム「スタジオル」は既にサービス提供されており、順調に登録スタジオ数と登録ユーザー数を伸ばしている。既登録先の音楽スタジオでは、本システム導入により具体的な売上増加につながっている先が数多く出ている。

【参考】当社のホームページ

<https://studi-ol.co.jp/>

- ・ 当社サービス「スタジオル」の特徴は、以下の3点に集約される。
  - ① 音楽スタジオ側のメリットとしては、電話予約への対応負担減や営業時間外の予約の取りこぼしを無くせる点が挙げられる。また、本サービスを通して簡単に顧客管理や売上データの分析も可能となる。
  - ② ユーザー側のメリットとしては、利用日時、人数、最寄駅などをスマートフォンから入力するだけで料金など条件に合ったスタジオを選択し、そのまま予約することができるため、利便性が大きく向上する。また、予約に係る利用料金は無料となっている。
  - ③ 本システムを通して、登録ユーザー間のマッチングサービス（ユーザー間のレッスン仲介や楽器販売等の機会を提供）等の新たな付加価値を生み出すことができる（今後企画予定）。
- ・ 当社「スタジオル」のサイトイメージは以下のとおり。

【「スタジオル」のサイトイメージ】

<各種媒体での閲覧に対応>

<直観的な操作が可能>



「株式会社スタジオル」へのお問い合わせ（担当：代表取締役 山地 瞭）

メールアドレス：[info@studi-ol.com](mailto:info@studi-ol.com)

電話番号：045-392-9065

## 「横浜市資本性借入金促進事業」の概要

(横浜市による「資本性ローン」への利子補給)

利子補給金の 交付対象者	<p><b>横浜市内に事業所又は事務所がある創業 15 年以内の中小企業者</b></p> <p>詳細の要件は次のとおりです。全ての要件を満たす方が対象となります。※</p> <p>①融資の借入年月日（契約日）が平成 26 年 4 月 1 日以降で、融資の借入年月日時点で中小企業基本法に定める中小企業者であること。</p> <p>②借入年月日時点で創業 15 年以内（16 年を経過していない）であること。</p> <p>③借入年月日時点及び利子補給の交付申請時点で横浜市内に事業所又は事務所があること。</p> <p>④利子補給の該当期間の最終日（12 月 31 日）時点で対象融資制度の返済が延滞中ではないこと。</p> <p>⑤市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税等を滞納していないこと。</p>
利子補給の 該当期間	毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
補給金額	<p>利子補給の該当期間に金融機関に支払った利子のうち、融資残高につき<b>年 1.0%分を上限</b></p> <p>（注 1）ただし、借入利率が年 1.0%未満の場合、支払った利子が補給金額</p> <p>（注 2）毎月の支払利率をもとに、年 1.0%分を上限で補給金額を算出</p>
補給対象期間	初回約定利払日の属する月から <b>3 年間（36 か月）</b> が対象
交付書類の 提出期限	<b>利子補給の補給該当期間の翌年 2 月 10 日まで</b> （10 日が土日祝日の場合、その前の平日まで）
経営支援の 優遇について	<p>対象融資制度を利用し、一定の要件（注）をみたす方には、（公財）横浜企業経営支援財団による経営支援の優遇を受けることができます。経営支援では、経営者が抱える様々な経営課題解決のため、専門家による継続的な経営コンサルティングを行います。</p> <p>借入年月日の属する年度から 3 事業年度内のいずれかの年度において、3 回まで無料（通常、有料）で利用可能です。詳細はお問い合わせください。</p> <p>（注）対象融資制度を利用した次の要件をすべて満たす方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○融資の借入年月日が平成 26 年 4 月 1 日以降で、借入年月日時点で中小企業基本法に定める中小企業者であること。</li> <li>○借入年月日（契約日）時点で創業 15 年以内（16 年を経過していない）であること。</li> <li>○借入年月日（契約日）時点で横浜市内に事業所又は事務所があること。</li> </ul>

※ 利子補給の交付申請に対し、横浜市が交付対象者要件に該当するかについて審査を行った上で交付決定を行うため、「候補案件」と記載しています。

※ 本事業の実施は、横浜市会の平成 31 年度予算の議決後に確定します。

【横浜市資本性借入金促進事業に関するお問い合わせ先】

横浜市役所 経済局中小企業振興部 金融課金融係

TEL : 045-671-2592